

# 令和 8 年度における 市民後見人養成事業 の実施について

活用希望調査に御協力いただき、  
ありがとうございました。

現状の実施想定について共有します。



# 活用希望調査の結果

■ 活用したい(7)

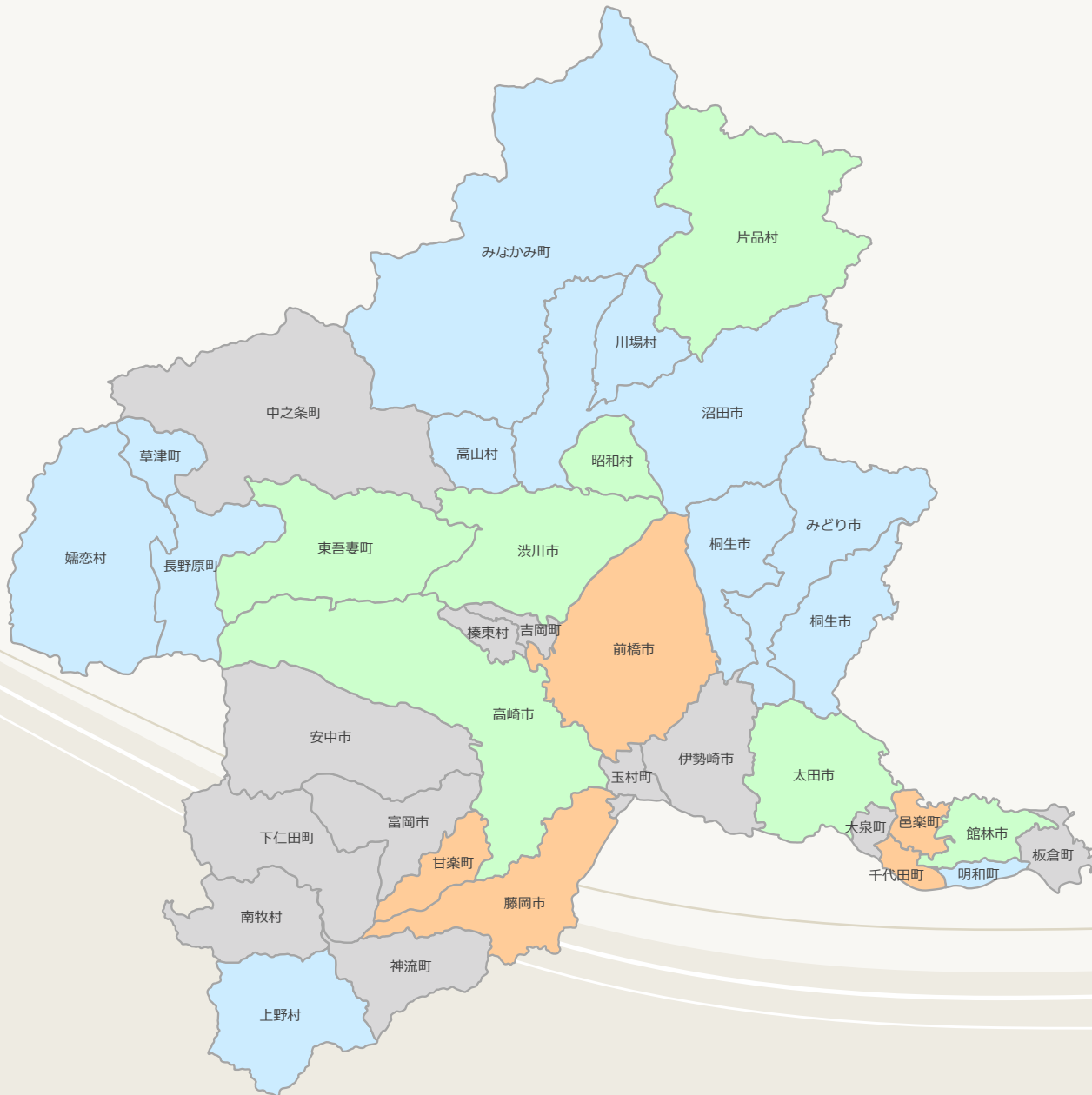
■ その他(5)

■ 活用希望なし(11)

◎「その他」の回答については、「市町村社協と要調整」とする回答が主。

## 意見・質問等

- ・フォローアップ研修の実施予定はある？  
⇒ R 9以降に実施予定。（R 8は現行の補助事業により支援。）
- ・市町村（中核機関）の費用負担は？  
⇒少なくともR 8年度は「なし」で制度設計。
- ・市町村社協が法人後見事業を実施していない…  
⇒近隣に法人後見実施団体があれば、そちらでも可（密に連携が必要！）
- ・活用希望の調査は、今回が最後？  
⇒今回は県予算要求額の目星をつける目的もあったため、年度内は予定なし。  
来年度、実際に事業を始める際に、最終的な活用意向を確認します。
- ・「活用は考えていない」と回答した市町村の住民、今回の養成事業に参加することはできない？  
⇒はい、できません。
- ・受講者の人となりを把握することが大事だと思う。申込受付時に面談を実施したり、講義にグループワークを盛り込んでほしい。



# 事業のねらい

## 家庭裁判所に選任してもらえる市民後見人の養成

★県内や全国状況から、単に「養成研修修了者」を量産しても、市民後見人の選任が進まないことは確か。

⇒これまでと同様の研修をするだけでは無意味。選任されるには何が必要かを意識し、制度設計でそれらを組み込む。

市民後見人の選任に当たり必要とされる要素は？

⇒①選任後のバックアップ体制、②被後見人等との関係性、③実務経験、④修了者の資質・人となり と分析。

### ①選任後のバックアップ体制

- ・ 中核機関による後見人支援機能（本事業参画に当たって必須事項ではないが、選任される際には必須）
- ・ 市町村社協等によるアフターケア（法人後見からのリレー、日自からの移行等を想定）

### ②被後見人等との関係性

### ③実務経験

### ④修了者の資質・人となり

- ・ 活躍の場（日常生活自立支援事業・法人後見の支援員）におけるOJT
- ・ 候補者名簿登載時の面接、フォローアップ研修 等

# 実施のポイント

## 『活躍の場』の確保

市民後見人養成研修の修了者が、後見人等として選任されるまでの「活躍の場」の確保は、全国的にも課題となっており、市民後見人の活躍推進に当たっては、この「活躍の場」の整備が重要。このため、本事業では、市町村社協が実施する日常生活自立支援事業や法人後見事業における支援員等の活動を、OJTの場として位置づけ、このための環境整備を本事業の活用要件として位置づける。

## 市町村・中核機関と修了者の接点

実効性・説得力のある受任者調整の実現

市町村が、後見人等として選任されるべき専門職個人を特定することは難しく、県内では中核機関による受任調整が十分に機能していないのが現状である。しかし、市民後見人の活躍が進むにつれ、中核機関による受任調整機能の重要性が高まることが想定される。このため、研修の周知・広報や申込受付に加え、「当該市町村・地域の現状」に関する講義や、前述の「活躍の場」の提供などの役割を市町村・中核機関が担い、**修了者一人ひとりを把握**しやすくなるようにすることで、市町村・中核機関が修了者との関係性をより深められる制度設計とする。

## 幅広い層の参画を可能に

受講のハードルは下げるが、内容のハードルは下げない

現在の労働供給制約社会においては、「パラレルキャリア」や「プロボノ」のように、リタイア層だけでなく現役世代も社会貢献活動に参加する動きが広がっており、こうした幅広い層の参画を促す仕組みづくりが求められる。

そのため、eラーニングの活用によって**受講のハードルを下げる**とともに、~~「親族の後見人に就きたい」という住民ニーズにも、本事業を通じて応えていく。~~

R8年度は、一旦削除

# 選任までのロードマップのイメージ

研修修了、市町村の候補者名簿に登録

- ・名簿に載っているだけでは不十分。以下のOJTを必ず実施する。

日自の支援員として活動

- ・ **実務経験の蓄積**と、何より**修了者と支援対象者との関係性の構築**がねらい。
- ・ 支援の実践を通じ、市町村社協を通して中核機関が修了者の**人となりを把握する**とともに、選任後の後見人支援を想定し、**修了者と中核機関の関係性を構築**する。なお、市町村が直営により単独で中核機関を設置している場合、通常、この段階での修了者との関係構築が難しいことから、定期的に修了者や後見人を対象とする連絡会・勉強会を開催する等によりOJT段階にある修了者への関与を深め、修了者との継続的な関係性を構築すること。

法人後見の支援員として活動

- ・ 自市町村の市町村社協が法人後見事業を実施していない場合、近隣市町村社協で活動することも可（要調整）。法人後見事業を実施する他の民間団体で活動することも可とするが、この場合、上述の「**実戦経験の蓄積**」「**修了者の人となりの把握**」「**支援対象者との関係性の構築**」が確実に達成されるよう、当該民間団体との密な連携を確保すること。

受任者調整、推薦

- ・ 法人後見からのリレー、専門職からのリレー等による受任を検討。
- ・ 受任者調整に当たっての判断材料は、概ね、①「活躍の場」でのOJTで得られる情報と、②修了者を支えるバックアップ機能を想定。①については、それまでに蓄積された情報を活かすことで、実効性の高い、説得力のある受任者調整を実現する。

選任

- ・ なお、選任後も含め、研修修了以降も定期的にフォローアップ研修の実施により、修了者には資質の維持、向上を図ってもらう。

# 実施の概要 (R8)

